

# 日本の地域包括システムと介護者養成

Japan's Community-based Comprehensive Care System and Nurturing of Care Workers

地域包括ケアと介護福祉士教育の今後  
Future of Community-based Comprehensive Care  
and Certified Care Workers Education

2009.3.14 御茶ノ水大学 Ochanomizu University  
ケアリング研究会 Caring Study Group

神奈川県立保健福祉大学 太田貞司  
Ohta Teiji  
Kanagawa University of Human Services

- 地域包括ケア Community-based Comprehensive Care

- 介護福祉士養成

- Nurturing of Certified Care Workers

- 「日常生活」支援の実践と介護福祉

Practice of “Daily Living” Support and Care-related Welfare

- 地域包括ケアシステムと介護福祉士の  
今後

Future of Community-based Comprehensive Care System and  
Certified Care Workers

# 「地域ケア体制・地域包括ケア」

Community-based Care System・Community-based Comprehensive Care

## 「地域」への流れ

Trend toward Regional Community

- 住み慣れた「地域」で暮らす Living in a familiar community  
Ageing in Place(OECD)

- 介護保険改正(2005)、医療制度改革(2006)

Long-term Care Insurance Reform (2005), Medical System Reform (2006)

市町村 ⇨ 地域包括支援センターの「地域」を基盤に  
地域密着型サービス、地域包括ケアシステム、  
介護療養型医療施設の廃止 ⇨ 「地域ケア体制整備」へ

- 「地域包括ケア」「地域ケア体制」の構築へ

Establishment of "Community-based Comprehensive Care" "Community-based Care System"

# 地域包括ケア Community-based Comprehensive Care

## 介護保険制度改正の基礎になったケアの考え方

Basic Concept of Care as Basis for Long-term Care Insurance Reform

- 『2015年の高齢者介護』（高齢者介護研究会：2003）で示されたケアの新たな考え方。
- 介護以外の問題にも対処しながら介護サービスを提供するには、**介護保険のサービスを中核としつつ**、保健・福祉・医療の専門職相互の連携、さらにボランティア等の住民活動も含めた連携によって、地域の様々な資源を統合した包括的なケアが必要だという考え方。
- 地域包括ケアにより、医療サービスと介護サービスが適切に組み合わせて提供されると、ターミナルケアが必要な状態に至るまで、高齢者の在宅生活を継続的に支えることが可能になる。

# 「社会福祉士及び介護福祉士法」制定の背景

Background of Certified Social Worker and Care Worker Law Enactment

- 介護福祉士誕生まで up to the birth of certified care worker  
1960年代から家庭奉仕員、特別養護老人ホーム等での寮母(寮夫)が介護・家事援助を行なってきた。

- 1987年の「社会福祉士及び介護福祉士法」制定の背景

Background of Certified Social Worker and Care Worker Law Enactment in 1987

- ①高齡化と福祉ニードへの専門的な対応が必要になったこと
- ②国際的な観点から先進諸国に比べわが国の福祉専門職の養成が立ち遅れていて、資格制度の確立が望まれたこと
- ③シルバーサービスの動向から資格制度が必要とされたこと

# 国家資格・介護福祉士の誕生

## Birth of State Certified Care Worker

- 介護福祉士が国家資格となった。
- 介護福祉士が福祉関係職員として位置づけられた。
- 「福祉に関して専門的な知識や技術を学び、要介護者に対して、社会福祉の理念に基づく介護サービスの提供」(西村洋子)

注：1987年2月の中央社会福祉審議会企画分科会など社会福祉三審議会「福祉関係者の資格制度について(意見具申)」、また同月の日本学術会議社会福祉・社会保障研究連絡委員会報告「社会福祉におけるケアワーカー(介護職員)の専門性と資格制度(意見)」で福祉関係職員として位置づけられた。

# 介護福祉教育

## Education of Care Workers

- 総時間数1500時間：一般教育科目（120時間）、専門科目、実習（介護実習450時間、実習指導60時間）の3区分。
- 専門科目：福祉関連科目（社会福祉概論、老人福祉論、障害者福祉論、社会福祉援助技術）、生活関連科目（家政学概論、栄養・調理、家政学実習、レクレーション指導法）、心理・医療関連科目（老人・障害者の心理、医学一般、リハビリテーション論、精神衛生）、介護概論、介護技術、障害形態別介護技術。計15科目。

# 20年間で64万人の介護福祉士

640,000 Certified Care Workers in 20 Years

- 介護福祉士の登録者数640,402万人(2008年2月末:2008年『国民の福祉の動向』)
- 2008年3月、第20回国家試験合格者(介護福祉士)73,302人。
- 2008年4月現在、養成校433校(472課程)。  
＜2007年度養成校卒業生約2.8万人＞

# 2000年カリキュラム改正

## Curriculum Reform in 2000

- 介護保険制度導入に向けた改正が行なわれた。
- 時間数：150時間増（計1650時間）。

注1：科目名変更が行なわれた。精神衛生が精神保健に、障害形態別介護技術が形態別介護技術に、家政学概論と栄養・調理が統合されて家政学概論になった。

注2：介護保険制度やケアマネジメントに関する内容の追加、人権尊重、自立支援等の社会福祉の理念、コミュニケーションに関する内容の強化、保健医学分野との連携に必要な医学知識の強化等。介護過程の展開方法の追加。居宅介護実習の必修化。

# 2007年社会福祉士及び介護福祉士法改正に向けて

Toward Amendment of Certified Social Worker and Care Worker Law of 2007

- 2004年6月「介護福祉士試験の在り方等介護福祉士の質の向上に関する検討会報告書」(養成校卒業者にも国家試験を課し資格取得方法の統一を提言)
- 2004年7月社会保障審議会介護保険部会「介護保険制度見直しに関する意見」(介護職員は「将来的には資格要件は介護福祉士を基本とすべき」の方向を示す)
- 2006年7月介護福祉士のあり方及びその養成プロセスの見直し等に関する検討会「これからの介護を支える人材について—新しい介護福祉士の養成と生涯を通じた能力開発に向けて—」(「求められる介護福祉士像」を目標に。)

# 求められる介護福祉士像

## Requirements for Certified Care Workers

- ① 尊厳を支えるケアの実践
- ② 現場で必要とされる実践的能力
- ③ 自立支援を重視し、これからの介護ニーズ・政策にも対応できる
- ④ 施設・地域(在宅)を通じた汎用性ある能力
- ⑤ 心理的・社会的支援の重視
- ⑥ 予防からリハビリテーション、看取りまで、利用者の状態の変化に対応できる
- ⑦ 他職種との協働によるチームケア
- ⑧ 一人でも基本的な対応ができる
- ⑨ 「個別ケア」の実践
- ⑩ 利用者・家族、チームに対するコミュニケーション能力や的確な記録・記述力
- ⑪ 関連領域の基本的な理解
- ⑫ 高い倫理性の保持

# 介護福祉士の定義の変更

Revised Definition of Certified Care Worker

社会福祉士及び介護福祉士法改正

2007年12月5日

Amendment of Certified Social Worker and Care Worker Law : December 5, 2007

## 第2条の2(定義)

介護福祉士とは、介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき **心身の状況に応じた介護を行い**、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者をいう。

旧:入浴、排泄、食事その他の介護を行い

新:心身の状況に応じた介護を行い

# 2009年度カリキュラム改正

## Curriculum Reform in FY2009

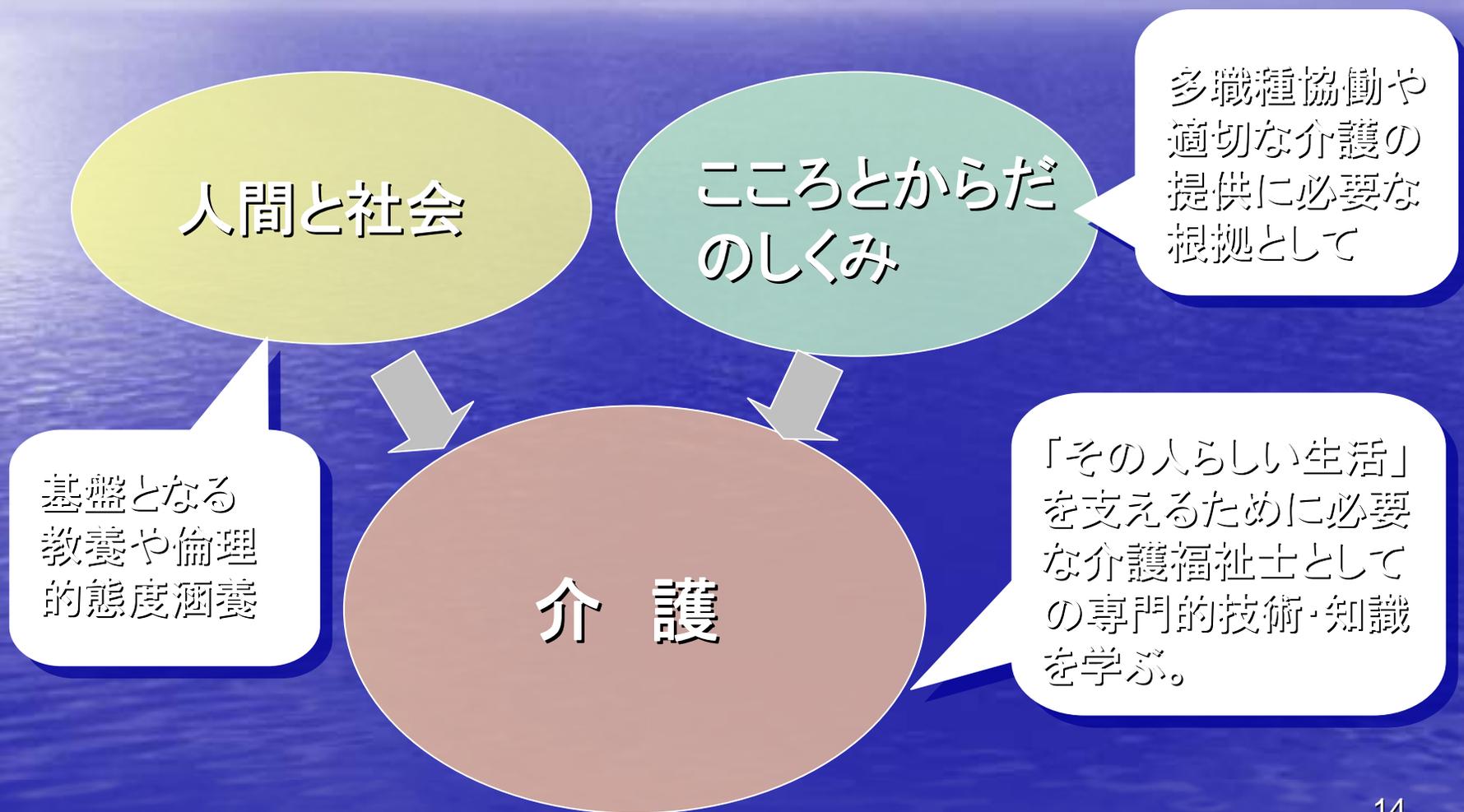
教育体系を3領域に再編:「人間と社会」「介護」「ところとからだのしくみ」 1650時間以上 → 1800時間以上

- 生活を支えるための「介護」(1,260時間以上)。
- 基盤となる教養や倫理的態度の涵養に資する「人間と社会」(240時間以上)
- 他職種協働や適切な介護の提供に必要な根拠としての「ところとからだのしくみ」(300時間以上)

注: 社会福祉の理論や演習関連科目、レクリエーション、家政学等が「介護」の中に

# 介護福祉士の教育体系の再編

Restructuring of Education System for Care Workers



# 介護福祉士資格取得

Certification of Care Workers

- 国家試験受験  
実務経験三年／福祉系高校卒業
- 養成施設を卒業（卒業時に全国共通試験を受験）  
2年間以上 1800時間以上

注：平成19年12月5日に「社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律」が公布。この中で介護福祉士資格取得方法の見直しが行われ、資格取得を望全ての者が一定の教育プロセスを経た後に、国家試験を受験するという形で一元化された。

# 介護保険法の目的

Purpose of Long-term Care Insurance Law

- …… 尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行う……  
(2005年改正介護保険法第1条)

注：介護支援専門員の位置づけ（介護保険法）

「自立した日常生活を営むのに必要な援助」

# 福祉サービスの基本理念

Basic Idea of Welfare Service

福祉サービスとは: 日常生活の営み支援、援助

- 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

(2000年改正社会福祉法第3条)

# 地域福祉の推進

## Promotion of Welfare in Regional Community

- 地域住民、社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(2000年改正社会福祉法第4条)

「日常生活の支援」の目的→「参加」

↳「日常生活」は人が地域生活を送る上での“基盤”

生命維持、日常生活、社会生活

# 「日常生活」という言葉

The term “daily living,” not self-explanatory

自明ではない「日常生活」

- 一般には、当たり前前の生活、普通の生活の意味であるが、必ずしも明確ではない。日本の代表的な国語辞典にもない。例えば、『広辞苑』の最新版(第6版)にもない。
- 一般には、社会的生活での日々の生活 everyday life を意味するが、社会福祉(介護)では場合、社会生活の基礎となる日々の生活の意味で用いられる。

# 「世話」から「自立支援」 （「新介護システム」1994）

日常生活の営みの支援の歩み振り返る

From “taking care” to assistance for self-support (New Care System, 1994)  
-- reviewing the history of support for daily living

広島県の特別養護老人ホーム・誠和園の実  
1970年代から1980年代へ、1980年  
代から1990年代へ

村上邦廣等『寝たきり地獄はもう嫌じゃ』筒井書房、1994

# 基礎構造改革後・介護保険後

After the Basic Structural Reform, Post-Care-Insurance

- 施設での生活の変化……

Changes in Life of Facilities ...

- 居宅での生活の変化……

Changes in Life in the Room...

# 「日常生活を営む」への支援、援助の変遷

Changes of Support/Assistance to "Leading a Daily Life"

- 「ベッド上」⇒「部屋・施設内」⇒「地域社会」  
bed-bound ⇒ chair-bound / house-bound ⇒ into the Community
- 身体介護（介護）⇒利用者の関係性  
⇒家族、地域社会の関係性  
physical Care ⇒ user relation, relation in the family and community
- 介護職の役割変化と他職種との連携強化  
changed role of professional care workers and strengthened ties with other professions

# 「日常生活を営む」ことの支援、援助 と介護福祉職の役割

Support /Assistance for “Leading a Daily Life” and Role of Professional  
Care Workers

## 介護保険施設 Long-term care insurance facilities

- 療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行う(療養型)
- 医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行う(老健)
- 入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う(特養)

## 在宅 Home

- 入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話(訪問介護)
- 看護の場合:療養上の世話又は必要な診療の補助(訪問看護)

# 「日常生活を営む」ことの支援、援助 と介護福祉職の役割

- 従来型特別養護老人ホーム

Conventional old people's home with nursing care

「……可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものでなければならない。」

平成11年3月31日厚生令第46号「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」

- ユニットケア Unit-based care

「……各ユニットにおいて生活と入居後の生活が継続したものととなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。」

平成11年3月31日厚生令第46号「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」

# 「日常生活を営む」ことの支援、援助 と介護福祉職の役割

- グループホーム Group home

「……その共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう」。

介護保険法第8条

- 「小規模多機能居宅介護」 Small multi-functional home

「…その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じてその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにする。」

平成18年3月14日厚生労働省令第34号「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第64条(基本方針)」

# 介護福祉士創設後20年間の

## 「介護現場」での蓄積

Accumulated Experiences & Expertise over 20 Years in the Field

- 人間観、援助観、技術観の進展。「手作り」の「介護福祉」思想が定着した。

「日常生活」(bed-bound, chair-bound, house-bound)の拡大と「生活の主体者」の視点の確立

＜ユニットケア・グループホーム等の取り組みで、自立支援、認知症ケアの進展。

- 施設内・自宅内「日常生活」から地域社会で自分の「日常生活」を自ら営むことへの支援、援助へ

太田貞司(2006)「介護福祉思想の起点」,一番ヶ瀬康子・黒澤貞夫監修、太田貞司・住居広士・田路慧等編『介護福祉思想の探求』ミネルヴァ書房、2006年

# 「日常生活」の支え方をめぐって

How to Support “Daily Living”

- 地域での「日常生活」をどう支える in the community  
「日常生活を営む」ことを支え、地域社会での社会生活を送る
- 介護保険サービスから「自助」「共助」「公助」(互助)の組み合わせの議論に  
combination of self-support, co-support, public (mutual) support
- 核になる介護福祉士の役割  
core role of certified care workers

注：訪問介護の日常生活行為の項目(日常生活の基礎)：起床と就寝、食事、排泄、更衣、洗面、整容、移動・移乗、外出・通院、服薬、掃除、洗濯、調理、買い物

# 長期ケア long-term care

- 1996年のOECD報告書: OECD(1996) *Caring for Frail Elderly People : Policies in Evolution*, Parris, OECD.

医療的ケア＋社会的ケア(身体介護＋家事援助＋参加)

- 2005年のOECD報告書: OECD(2005) *Long-term Care for Older people*, OECD, Parris (邦訳=OECD、浅野信久訳(2006)高齡者介護、新社会システム総合研究所)

医療的ケア＋身体介護

浅野: 長期ケア＝介護

\*「社会的ケア」と日本の「介護」・「日常生活」

# OECD諸国における長期ケアにおける 「医療的ケア」と「社会的ケア」

"Medical Care" and "Social Care" in Long-term Care of OECD Countries

- 先進国では高齢化社会の到来で高齢者医療のあり方が問われるようになった。
- 施設(ナーシングホーム等)から地域ケアへの転換の方向で議論がされてきた。
- 急性期医療から区分された長期ケアを狭くとらえる場合(2005OECD)、広くとらえる場合(1996OECD)
- 広くとらえた長期ケアは、医療ケア(医療、看護、リハビリ)と「社会的ケア」(身体介護、家事援助、参加)に分け、「生活」を広く捉える(OECD1996等)。

# 日本の地域ケアへの転換

## Japan's Shift to Community-based Care

- ゴールドプランでは、施設整備目標を3%程度(当時の6ヶ月の上の長期入院を含めて)とし、介護保険制度創設へ。
- 介護保険制度改正で地域包括ケアシステムでは、「施設(拠点)」+「新しい住まい」+「在宅」の仕組みを作るという方向が示された。
- 医療制度改革では、施設(3介護保険施設)の基盤整備段階を終え「調整期」に入ったとされたが、ケア付きの「居住」等のサービス基盤はまだ弱い。

# 急性期医療から区分された

## 長期ケア(慢性期医療)とその捉え方

Long-term Care (Chronic stage) Separated from Acute Care

(急性期医療)

### 長期ケア long-term care

(慢性期医療)

### 「医療的ケア」 + 「社会的ケア」

medical care

- \* 医療
- \* 看護
- \* リハ
- etc

social care

- ① 身体介護
- ② 家事援助、生活援助
- ③ 社会的諸活動への参加

(OECD1996等)

# 生きることを支えることに向かって

Toward Support for Living

- ICFの生活機能< 生きることの新たな捉え方:WHO2001>  
「心身機能・構造」⇔「活動」⇔「参加」  
new ways of understanding "living"
- 長期ケア＝医療ケア＋社会的ケア(OECD1996) long-term care  
社会的ケア:「身体介護」「生活援助」「参加」  
social care=physical care, assistance for living, participation
- 社会福祉法(2000) Social Welfare Act  
福祉サービス:参加のための日常生活の営み支援、
- 障害者自立支援法:「日常生活又は社会生活」  
Services and Supports for Persons with Disabilities Act
- 介護保険法:「日常生活」 Long-term Care Insurance Act
- 施設内ケア・自宅内ケア ⇨ 地域社会での「日常生活」  
cares in facilities, home ⇨ daily living in local community

# 日本の介護福祉士とフィンランドのラヒホイタヤ

Japanese Certified Care Workers and Swedish lähihoitaja

## 介護福祉士

- 1988年創設
- 背景：高齢化等
- ホームヘルパー、寮母職等を基盤に
- 基本：「日常生活」の営み支援（自立支援）
- 教育期間：2年
- 有資格者：640,000人

## ラヒホイタヤlähihoitaja

- 1993年（1992年）創設
- 背景：地域ケア（オープンケア）へ
- 10職種を統合した新たな資格制度
- 基本：elämänhallinta
- 教育期間：3年
- 有資格者：60,000人

# 介護福祉士養成の課題

Issues for Nurturing Care Workers

- 「現場」での介護職の不足の解消
- 「現場」での介護職の労働環境の改善
- 介護職の人材育成と生涯教育の充実
- 地域ケアの推進と医療と介護の連携の強化
- 介護福祉士の位置づけの明確化と制度的確立:「長期ケア」の何を、どう担う職種か。

# 参考 Reference

- 太田貞司「地域包括支援センターの理念と現実」高橋紘士編『地域包括支援センター実務必携』オーム社、2008年
- 西村洋子、太田貞司編『介護福祉教育の展望－カリキュラム改正に臨み』光生館、2008年
- 太田貞司(2006)「介護福祉思想の起点」,一番ヶ瀬康子・黒澤貞夫監修、太田貞司・住居広士・田路慧等編『介護福祉思想の探求』ミネルヴァ書房、2006年
- 太田貞司『地域ケアシステム』有斐閣、2003年

ご清聴ありがとうございます。